

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令

平成18年3月28日

宮城県警察本部訓令第8号

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令

宮城県警察職員健康管理規程（昭和60年宮城県警察本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 健康管理体制

第1節 総括安全衛生管理者等（第5条－第13条）

第2節 総括衛生委員会等（第14条－第17条）

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進（第18条－第24条）

第2節 健康診断（第25条－第28条）

第3節 健康管理指導区分（第29条－第31条）

第4節 事後管理（第32条－第34条）

第5節 感染症対策（第35条－第37条）

第4章 雑則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、宮城県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総括安全衛生管理者等 総括安全衛生管理者、健康管理責任者、健康管理責任補助者、健康管理者、健康管理担当者、専任衛生管理者、健康管理医、衛生管理者又は衛生推進者をいう。

(2) 健康管理医 法第13条に規定する産業医（警察本部に置く精神科の医師を除く。）をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、この訓令に定める健康管理上の措置に従うとともに、常に自主的な健康管理に心掛け、健康の保持増進に努めなければならない。

2 職員は、健康管理上必要な事項について、総括安全衛生管理者等から指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

（秘密の保持）

第4条 職員の健康管理業務に従事し、又は従事した職員は、職務上知り得た秘密を他に

漏らしてはならない。

第2章 健康管理体制

第1節 総括安全衛生管理者等

(総括安全衛生管理者)

第5条 職員の健康管理に関する業務を統括管理するため、警察本部に総括安全衛生管理者(法第10条第1項の総括安全衛生管理者をいう。以下同じ。)を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員に対する衛生教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(健康管理責任者)

第6条 警察本部に健康管理責任者を置き、警務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)をもって充てる。

2 健康管理責任者は、総括安全衛生管理者の命を受け、前条第2項各号に掲げる業務を行うとともに、総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)第3条に規定する事由が生じたときは、その職務を代理する。

(健康管理責任補助者)

第7条 健康管理責任者の業務を補助させるため、警務部厚生課(以下「厚生課」という。)に健康管理責任補助者を置き、宮城県警察健康管理センター所長をもって充てる。

(健康管理者)

第8条 各所属に健康管理者を置き、所属長(警察本部の部(仙台市警察部を含む。以下同じ。))に置かれた課等の長、警察学校長及び警察署長をいう。)をもって充てる。

2 健康管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下、健康管理責任者と連携して所属職員の健康管理に関する業務を管理する。

3 健康管理者は、所属職員の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(健康管理担当者)

第9条 健康管理者の業務を補助させるため、各所属に健康管理担当者を置く。

2 健康管理担当者は、警察本部の部に置かれた課等の管理官、次長、副隊長又は副所長、警察学校副校長及び警察署の副署長又は次長をもって充てる。

(専任衛生管理者)

第10条 厚生課に、専任衛生管理者を置く。

2 専任衛生管理者は、保健師の資格を有する職員をもって充てる。

3 専任衛生管理者は、健康管理責任者の命を受け、健康相談、衛生教育、保健指導その他健康管理に必要な業務を行うものとする。

(健康管理医等)

第11条 別表第1に掲げる事業場に、それぞれ同表に定めるとおり健康管理医及び衛生管理者又は衛生推進者(以下「衛生管理者等」という。)を置く。

- 2 健康管理医は、警察本部にあっては厚生課長の、宮城県警察機動センターにあっては宮城県警察機動警ら隊長の、その他の所属にあっては所属長の任用申請に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が任用する。ただし、任用によりがたい場合は、業務委託により健康管理医を置くものとする。
- 3 衛生管理者等は、健康管理者が所属職員のうちから選任する。ただし、別表第1に掲げる事業場のうち、警察本部にあっては厚生課長が、宮城県警察機動センターにあっては宮城県警察機動警ら隊長が当該事業場の所属職員のうちから選任する。
- 4 健康管理者は、衛生管理者等を選任したときは、速やかに衛生管理者等選任報告書（別記様式第1号）により、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（健康管理医の業務）

第12条 健康管理医は、総括安全衛生管理者、健康管理責任者又は健康管理者の指揮を受けて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、第1号に関しては、警察本部の健康管理医が行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 労働時間の状況等による面接指導及び必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - (3) 作業環境の維持管理及び作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 健康管理医は、前項各号に掲げる業務について、総括安全衛生管理者に対する勧告及び健康管理者に対する指導又は助言をすることができる。

（衛生管理者等の業務）

第13条 衛生管理者等は、所属等において法第12条第1項に規定する業務を行うほか、健康管理医の指導及び助言を受け、職員に対し衛生に関する指導教養を行う。

- 2 衛生管理者等は、職場を巡視し、設備、勤務方法又は衛生状態が、職員の健康に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、健康管理者に報告して、健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第2節 総括衛生委員会等

（総括衛生委員会等の設置）

第14条 警察本部に総括衛生委員会を、別表第1に掲げる事業場に衛生委員会を置く。

- 2 総括衛生委員会は、職員の健康管理に関する業務を統括管理するものとする。
- 3 別表第1に掲げる事業場に置く衛生委員会は、法第18条第1項に規定する衛生委員会の業務を行うものとする。

（委員の構成）

第15条 総括衛生委員会及び衛生委員会（以下「総括衛生委員会等」という。）は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

（所掌事項）

第16条 総括衛生委員会等は、次の各号に掲げる事項について調査・審議するものとする。ただし、総括衛生委員会は、次の各号に掲げるもののほか県警察の総括的な健康管理対策を調査・審議するものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 職員の心身の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(会議)

第17条 総括衛生委員会等の開催は、委員長が招集し、議長は委員長が行う。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

- 2 総括衛生委員会等の庶務は、総括衛生委員会及び警察本部庁舎の衛生委員会にあっては厚生課において、その他の衛生委員会にあっては別表第3の委員長の所属の健康管理を担当する部署において行うものとする。
- 3 審議結果については、議事録を作成してこれを3年間保存するとともに、委員会における議事の概要を職員に周知するものとする。

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進

(職場環境の維持管理)

第18条 健康管理者は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保湿、防湿、騒音防止及び衛生に関する必要な措置を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止)

第19条 健康管理者は、職員の受動喫煙を防止するため、事業場の実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(勤務条件の改善等)

第20条 健康管理者は、過重労働により心身の健康を損なうことのないように、常に職員の業務量、勤務実態、健康状態等に配慮し、勤務条件の改善と調整に努めるものとする。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第20条の2 健康管理責任者は、職員に対し、法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

- 2 ストレスチェックの実施方法については、別に定める。

(メンタルヘルスに関する措置)

第21条 健康管理者は、職員のメンタルヘルスの保持のため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 職場における健康相談を適宜実施し、メンタルヘルスに関して問題を抱える職員を早期に発見すること。
- (2) メンタルヘルスに関する治療が必要と認められる職員に対し、健康管理責任者と連

携して、治療方法、勤務方法、専門医の紹介等、職員の早期回復のために必要な措置を行うこと。

2 健康管理者は、メンタルヘルスに関して問題を抱える職員を認知したときは、職場環境の改善その他必要な措置を講ずるとともに、速やかに総括安全衛生管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、メンタルヘルスに関する治療のために長期休暇中の職員が復職するに当たっては、主治医及び健康管理責任者と連携して、復職の時期、勤務体制等について十分協議し、疾病の再発防止のため定期的に面談等の措置を講ずるよう配慮すること。
(健康の保持増進のための措置)

第22条 健康管理者は、職員の精神的緊張感を緩和し、健康の保持増進を図るため、積極的にレクリエーション等の健康保持増進活動を実施するほか、総括安全衛生管理者が実施する健康保持増進活動に参加する職員に対しては、業務を調整するなど、便宜を図るよう努めなければならない。

(衛生思想の向上)

第23条 健康管理者及び衛生管理者等は、職員に対し随時、衛生について教養を行い、衛生思想の普及向上に努めなければならない。

(衛生救急用具等の整備)

第24条 健康管理者及び衛生管理者等は、職員の発病、負傷等救急の際に処置し得る程度の衛生救急用具等を備え付けるものとする。

第2節 健康診断

(健康診断)

第25条 職員に対し本部長が実施する健康診断（以下「健康診断」という。）は、雇入時の健康診断、定期健康診断、がん検診、特殊健康診断及び臨時健康診断とする。

2 健康診断の検診区分及び検査項目は、その都度、総括安全衛生管理者が定める。

(受診義務)

第26条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 前項以外の健康診断を受けた結果の書面を健康管理者を經由して総括安全衛生管理者に提出したときは、この限りでない。

(健康診断実施後の措置)

第27条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、異常の所見が認められた職員について、警察本部の健康管理医に意見を聴き、当該職員の健康を保持するために必要な措置を講ずるものとする。

2 定期健康診断において、前項の規定に基づき再検査の指示を受けた職員は、速やかに受診しなければならない。

3 前2項以外の再検査については、健康管理者が確実に受診するよう指導しなければならない。

4 再検査等を受診した職員は、医師の診断に基づくその結果を健康管理者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(健康診断結果の保存)

第28条 総括安全衛生管理者は、職員の健康状況を適正に管理するため、健康診断結果を

記録し、5年間保存するものとする。

第3節 健康管理指導区分

(健康管理指導区分)

第29条 健康管理指導区分は、別表第4の定めるところによる。

(健康管理指導区分の申請)

第30条 健康管理者又は職員は、次の各号に該当すると認められるときは、健康管理指導区分指定(変更)申請書(別記様式第5号)に医師の診断書を添えて、総括安全衛生管理者に対し申請しなければならない。ただし、職員が申請する場合は、健康管理者を経由するものとする。

(1) 疾病等により勤務上の制限が必要であると認められるとき。

(2) 健康管理指導区分の指定を受けていた職員が、症状の変化により健康管理指導区分の変更又は指定の解除を希望するとき。

(健康管理指導区分の指定及び措置)

第31条 総括安全衛生管理者は、健康診断において健康管理区分の指定が必要と認められる職員又は前条の申請があった職員に対し、当該職員の主治医及び警察本部の健康管理医の意見を勘案して健康管理指導区分を指定するものとする。

2 総括安全衛生管理者は、職員の健康管理指導区分を指定したときは、その内容を健康管理指導区分指定(変更)通知書(別記様式第6号)により、当該所属の健康管理者に通知するものとする。

3 健康管理者は、前項の通知を受けたときは、速やかに健康管理指導区分を当該職員に通知するとともに、その健康管理指導区分に応じ、別表第4に定める事後措置の基準に従い、勤務条件等について適切な措置を講じなければならない。

4 前項の通知を受けた職員は、主治医又は健康管理者の指示に従って治療に専念し、健康の回復に努めなければならない。

5 健康管理者は、健康管理指導区分の指定を受けた職員が他の所属に異動したときは、異動先の健康管理者に当該職員の健康管理指導区分指定(変更)に関する書類を速やかに送付するものとする。

第4節 事後管理

(症状報告)

第32条 健康管理者は、健康管理指導区分の指定を受けた職員が、長期にわたる場合は、健康管理指導区分及び事後措置の基準に従い、症状報告書(別記様式第7号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(病者の就業禁止)

第33条 本部長は、次に掲げる職員について、やむを得ないと認める場合には、就業を禁止することができる。

(1) 感染性疾患の罹患者又は感染性疾患の病原体の保有者で他の職員に感染のおそれがあると認められる者

(2) メンタルヘルスに関して問題を抱えているため職務に就かせることが著しく不適当と認められる者

2 本部長は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ健康管理医

その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(職務復帰訓練)

第34条 健康管理者は、一般疾病又は精神系疾患により休職中の職員の病状が回復し、就業の申し出があった場合は、別に定めるところにより復職前に職務復帰訓練を行うことができる。

第5節 感染症対策

(感染症の予防)

第35条 健康管理者は、常に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第6条第1項に規定する感染症の予防に努めなければならない。

(感染症発生の際の措置)

第36条 職員は、本人又は本人と同居している者が感染症予防法第12条第1項第1号に規定する1類感染症の患者又は2類感染症若しくは3類感染症の患者若しくは無症状病原体保有者に該当する場合は、直ちに次に掲げる事項を健康管理者に届け出なければならない。

- (1) 病名、発病時期及び場所
- (2) 主治医の住所及び氏名
- (3) 入院年月日及び場所
- (4) 感染の経路及び措置状況

2 健康管理者は、前項の届出があったとき、又は届け出なければならない事態が発生したことを認知したときは、直ちに感染症患者発生報告書(別記様式第8号)により、総括安全衛生管理者を経由して本部長に報告しなければならない。

3 健康管理者は、当該所属が使用し、又は管理する施設において第1項に定める感染症が発生したことを認知したときは、直ちに感染症患者発生報告書により、総括安全衛生管理者を経由して本部長に報告しなければならない。

4 第1項に規定する感染症以外の感染症発生の際の措置については、別に定める。

(感染症転帰の際の措置)

第37条 健康管理者は、前条第1項の規定により届出のあった感染症患者が回復したときは、速やかに感染症患者転帰報告書(別記様式第9号)により、総括安全衛生管理者を経由して本部長に報告しなければならない。

第4章 雑則

(会計年度任用職員等への適用)

第38条 この訓令は、会計年度任用職員及び臨時的任用職員について準用する。

(細目的事項)

第39条 この訓令に定めるもののほか、職員の健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の宮城県警察職員健康管理規程第22条に基づき、次表右欄の指定を受けている者は、それぞれ同表の当該左欄に掲げる区分の指定を受けたものとみなす。

新区分		旧区分	
要 療 養	A	要 療 養	A 1
要 軽 業	B	要 軽 業	B 1
要 注 意	C	要 注 意	C 1
		要 注 意	C 2
解 除		要 観 察	D 2
解 除		臨床上健康	D 3

(宮城県警察の当直に関する訓令の一部改正)

- 3 宮城県警察の当直に関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「宮城県警察職員健康管理規程（昭和60年宮城県警察本部訓令第2号）別表第2」を「宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号）別表第4」に改める。

(宮城県警察官昇任資格考査規程の一部改正)

- 4 宮城県警察官昇任資格考査規程（平成14年宮城県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「宮城県警察職員健康管理規程（昭和60年宮城県警察本部訓令第2号）第22条」を「宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号）第29条」に改める。

(宮城県警察一般職員昇任取扱規程の一部改正)

- 5 宮城県警察一般職員昇任取扱規程（平成5年宮城県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「宮城県警察職員健康管理規程（昭和60年宮城県警察本部訓令第2号）第22条」を「宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号）第29条」に改める。

附 則（平成23年3月10日本部訓令第9号）

この訓令は、平成23年3月15日から施行する。

附 則（平成30年3月22日本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日本部訓令第12号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日本部訓令第5号）

この訓令中第8条及び第9条の規定は令和5年3月24日から、第1条から第7条まで及び第10条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日本部訓令第 13 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式による書面については、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表第1（第11条、第14条関係）

健康管理医、衛生管理者等の配置数

事業場	健康管理医	衛生管理者	衛生推進者	摘要
警察本部庁舎	1人	4人		警備課航空隊を含む。
鉄道警察隊	1人	※ 1人		
機動センター	1人	1人		
運転免許センター	1人	1人		石巻運転免許センター、古川運転免許センター及び仙南運転免許センターを含む。
高速道路交通警察隊	1人	1人		分駐隊を含む。
機動隊	1人	1人		
警察学校	1人	1人		
常時勤務する職員の人数が201人以上500人以下の警察署	1人	2人		交番、駐在所及び警備派出所を含む。
常時勤務する職員の人数が50人以上200人以下の警察署	1人	1人		
常時勤務する職員の人数が49人以下の警察署	1人	※ 1人		

※ 衛生管理者（有資格者）を指定するよう努めること。

別表第2（第15条関係）

総括衛生委員会	
委員長	総括安全衛生管理者
副委員長	健康管理責任者
委員	警察本部の健康管理医、総務部会計課長、警務部警務課長、健康管理責任補助者、専任衛生管理者及び総括安全衛生管理者が指名する者

別表第3（第15条関係）

衛生委員会	
委員長	健康管理者（警察本部庁舎にあつては厚生課長、機動センターにあつては機動警ら隊長）
副委員長	健康管理担当者（警察本部庁舎にあつては健康管理センター所長、機動センターにあつては機動捜査隊長、科学捜査研究所長及び交通機動隊長）
委員	健康管理医、衛生管理者又は衛生推進者及び委員長が指名する者

別表第4（第29条、第31条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の区分	
区分	記号	医療上の管理	勤務上の管理
要療養	A	1 入院又は通院により療養に専念させる。 2 必要の都度、本人、家族、主治医等から療養状況を確認する。	就業を禁止する。
要軽業	B	1 適正な医療を受けさせるようにする。 ○ 通院加療に努めさせる。 ○ 医師の指示を守らせる。 ○ 必要により医療機関を斡旋する。	1 勤務場所・内容の変更、休暇等の方法により勤務の軽減を図る。 2 当直勤務、深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせないほか、過労を伴う勤務は免除する。 3 柔道、剣道、逮捕術等急激に身体を動かす訓練は免除する。
		2 経過観察をするための検査及び発病・再発防止のための必要な指導等を行う。 ○ 定期的な医師の検査・観察指導を受けさせる。 ○ 医師の指示を守らせる。 (症状報告書の提出) 6か月ごとに提出させる。	
要注意	C	1 適正な医療を受けさせるようにする。 ○ 通院加療に努めさせる。 ○ 医師の指示を守らせる。 ○ 必要により医療機関を斡旋する。	1 勤務は通常でよいが、当直勤務、夜間勤務、時間外勤務及び出張は必要最小限とする。 2 柔道、剣道、逮捕術等急激に身体を動かす訓練は準備運動程度とする。
		2 経過観察をするための検査及び発病・再発防止のための必要な指導等を行う。 ○ 定期的な医師の検査・観察指導を受けさせる。 ○ 医師の指示を守らせる。 (症状報告書の提出) 必要に応じ(おおむね年1回程度)、症状報告書を提出させる。	

注1 「要療養」は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）第18条により、病気休暇の承認を受けた職員について、当該期間中、健康管理指導区分を指定したものとみなす。

注2 「要軽業」又は「要注意」の指定にあたっては、「医療上の管理」の項目1又は2のいずれかを指定するものとする。

注3 病状の回復により勤務制限の必要が無くなった場合は、健康管理指導区分の変更申請（解除）をすること。この場合において、医療行為又は経過観察が必要な場合は、医療上の管理について、引き続き、配意すること。

第 年 月 日 号

総括安全衛生管理者 殿
（警務部長）

健康管理者
（所属長）

衛生管理者等選任報告書

次の者を、衛生管理者として選任したから報告する。
衛生推進者

所 属 名	所 在 地	職 員 数		
		男	女	計
係 名	氏 名	性 別		
		男 ・ 女		
職 名	生 年 月 日			
	年 月 日（ 歳）			
選 任 年 月 日		資 格 取 得 年 月 日		
年 月 日		年 月 日		
選 任 の 理 由		免 許 番 号		
参 考 事 項				

別記様式第2号 削除

別記様式第3号 削除

別記様式第4号 削除

総括安全衛生管理者 殿
（警務部長）

健康管理者 印
（所属長）

健康管理指導区分指定（変更）申請書
次のとおり健康管理指導区分の指定（変更）を申請する。

所 属 名		係 名	
職 名		氏 名	
職 員 番 号		生 年 月 日	
現健康管理区分		現健康管理区分指定年月日	
病 名		治療開始年月日	
既往症（過去の病気の経歴）	職務内容及び勤務形態 （現 状） （指定・変更以降）		
所属長意見			

健康管理者 殿
（所属 長）

総括安全衛生管理者
（警務部長）

健康管理指導区分指定（変更）通知書

宮城県警察職員の健康管理に関する訓令に基づき、健康管理指導区分を下記のとおり指定（変更）したので通知する。

記

階 級			氏 名	(歳)
病名及び症状				
管理区分	新		旧	
医療上の管理 「要軽業」又は 「要注意」の場合に指定する。	1	適正な医療を受けさせるようにする。 <input type="checkbox"/> 通院加療に努めさせる。 <input type="checkbox"/> 医師の指示を守らせる。 <input type="checkbox"/> 必要により医療機関を斡旋する。		
	2	経過観察をするための検査、発病・再発防止のための必要な指導等を行う。 <input type="checkbox"/> 定期的な医師の検査・観察指導を受けさせる。 <input type="checkbox"/> 医師の指示を守らせる。		
勤務上の管理	勤務場所・内容の変更			
	当直勤務、深夜勤務、時間外勤務、出張			
	術科訓練			
指定年月日	年 月 日			
備考				

注 上記職員が他の所属に異動した場合には、この通知書を異動先の健康管理者に速やかに送付すること。

総括安全衛生管理者 殿
（警務部長）

健康管理者
（所属長）

症 状 報 告 書

次のとおり健康管理指導区分者の症状を報告する。

健康管理指導区分		指定年月日	
階級・係・氏名	(歳)		
病 名	(公務・私傷)		
医 療 機 関 名			
療養開始年月日	年 月 日		
病状及び今後の見 通し			
主治医等の意見	意見		
	最新の検査結果など		

第 号
年 月 日

宮城県警察本部長 殿

健康管理者
(所属長)

感染症患者発生報告書

患者	職員	係名 氏名 住所	階級 (年 月 日生)
	家族 (同居人)	続柄 氏名 住所	勤務先等 (年 月 日生)
	その他	氏名	勤務先等 (年 月 日生)
感染症名		発症時期 場所 (施設名)	年 月 日 時頃 (場所)
初診年月日	年 月 日	診断した医療機関名、 住所及び 医師の氏名	医療機関名
感染症名 決定年月日	年 月 日		医師名
入院年月日 及び場所	年 月 日 時 分入院 (病院名)		
発生、感染経路等			
処置状況 消毒・検便 予防接種等			
保健所への通報 及び連絡状況	(通報日時) 年 月 日 時 分 (保健所員の職氏名)		
備考			

第 号
年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

健 康 管 理 者
(所 属 長)

感 染 症 患 者 転 帰 報 告 書

患 者	職 員	係名 氏名 住所		階級 (年 月 日生)
	家 族 (同居人)	続柄	勤務先等 (年 月 日生)	
感 染 症 名		感染経路等		
診断決定年月日		診断した医 療 機 関 名		
入院年月日及び 入 院 先	年 月 日 入院 (病院名)			
転帰等年月日	年 月 日	転帰等の区分	治癒・死亡・その他	
出勤予定年月日	年 月 日			
出勤後の健康管 理上の措置				
参 考 事 項				